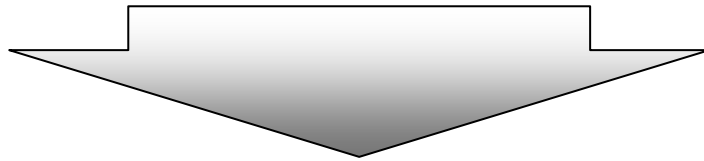


平成22年国勢調査の調査項目の変更・廃止の考え方（案）

1 調査項目の変更

【平成12年国勢調査における調査項目の変更】

変更内容	調査項目	変更理由												
就業形態の多様化等の社会経済情勢の変化を的確に把握	<p>○ 従業上の地位「雇用者」を「常雇」・「臨時雇」の区分に細分、就業時間を追加</p> <table border="1"> <tr> <td><b>勤めか 自営かの別</b></td> <td>雇われている人 「<input type="checkbox"/>」 常雇 臨時雇</td> <td>会社などの 役員</td> </tr> <tr> <td>・臨時雇とは 日々又は1年以内の期間を定めて雇われている場合をいいます</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます</td> <td>自営業主 雇人 雇人 あり なし</td> <td>家族 従業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>家庭内の 賃仕事 (内職)</td> </tr> </table>	<b>勤めか 自営かの別</b>	雇われている人 「 <input type="checkbox"/> 」 常雇 臨時雇	会社などの 役員	・臨時雇とは 日々又は1年以内の期間を定めて雇われている場合をいいます	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます	自営業主 雇人 雇人 あり なし	家族 従業者		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	家庭内の 賃仕事 (内職)	<p>雇用契約上の地位や就業時間を調査することにより、平成7年国勢調査の統計審議会答申での指摘(就業形態の多様化等の社会経済情勢の変化を的確に把握するための調査内容)及び各方面からの要望に対応</p> <p>(記入の正確性を確保する観点から、調査日前1週間における状況(アクチュアルベース)を把握)</p>
	<b>勤めか 自営かの別</b>	雇われている人 「 <input type="checkbox"/> 」 常雇 臨時雇	会社などの 役員											
・臨時雇とは 日々又は1年以内の期間を定めて雇われている場合をいいます	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます	自営業主 雇人 雇人 あり なし	家族 従業者												
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	家庭内の 賃仕事 (内職)												
<p>1週間に仕事をした時間</p> <p>・9月24日から30日までの1週間に実際に仕事(副業・内職などを含む)をした時間の合計を書いてください</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間</td> </tr> <tr> <td>(30分以上は切り上げ 30分未満は切り捨て)</td> </tr> </table>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間	(30分以上は切り上げ 30分未満は切り捨て)												
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間														
(30分以上は切り上げ 30分未満は切り捨て)														



【平成22年国勢調査における調査項目の変更】

調査項目（案）	変更理由																												
<p>○ 従業上の地位「雇用者」を「正規の職員・従業員」などの区分に細分、就業時間を廃止</p> <table border="1"> <tr> <td><b>勤めか 自営かの別</b></td> <td colspan="4">雇われている人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます</td> <td>正規の職員・従業員</td> <td>労働者派遣事業所の派遣社員</td> <td>パート・アルバイト・その他</td> <td>会社などの役員</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>・パート・アルバイト・その他には、契約社員、嘱託なども含めます</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます</td> <td colspan="2">自営業主</td> <td>家族従業者</td> <td>家庭内の賃仕事(内職)</td> </tr> <tr> <td>雇人あり</td> <td>雇人なし</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	<b>勤めか 自営かの別</b>	雇われている人				・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・パート・アルバイト・その他には、契約社員、嘱託なども含めます	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます	自営業主		家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)	雇人あり	雇人なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>次頁のとおり</p>
<b>勤めか 自営かの別</b>	雇われている人																												
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員																									
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									
・パート・アルバイト・その他には、契約社員、嘱託なども含めます	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									
・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(農家などを含む)や自由業の人をいいます	自営業主		家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)																									
	雇人あり	雇人なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									

( 変更理由 )

- 平成12年国勢調査において、就業形態の多様化等の社会経済情勢の変化を的確に把握するための調査項目が検討されたが、当時から課題となっていた正規・非正規の把握については、統計としての的確に区分することのできる統一的な定義がなかったことなどから、従業上の地位「雇用者」を「常雇」・「臨時雇」に区分する細分化と「就業時間」の追加がなされ、これらを組み合わせて集計することにより、非正規雇用などの就業形態の多様化について把握することとしたもの。
- その後、正規・非正規については、世帯側から雇用者の状況を把握する労働力調査において、平成14年から四半期別に「勤め先での呼称」により把握することとなったほか、事業所側から雇用者の状況を把握する賃金構造基本統計調査においても、同様の定義により17年から正規・非正規の状況を把握することとなった。  
さらに、平成17年国勢調査の統計審議会答申では、非正規雇用者のうち派遣労働者について、「派遣先産業についても把握が必要」と指摘されたところ。
- 一方、常雇・臨時雇については、平成12年国勢調査の統計審議会の人口・労働統計部会において、「常雇」・「臨時雇」の定義については、労働基準法の改正に伴い実態がどのように推移するのかを見ながら検討していく必要がある」と指摘された。  
また、平成19年就業構造基本調査の統計審議会答申では、「従業上の地位」の選択肢のうち、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」については、多様化している有期契約労働の実態をよりの確にとらえるため、国勢調査や労働力調査との比較可能性を考慮しつつ、本調査において見直す方向で検討する必要がある。」と指摘された。  
これらを踏まえ、現在、総務省統計局では、外部有識者を交えて、労働力調査における「雇用者」の区分のあり方について検討しているところ。
- このように、雇用者の正規・非正規のとらえ方については、規制緩和の推進などの制度の見直しに伴い、「常雇」・「臨時雇」の区分が過度期的な状況となっている一方、「勤め先での呼称」による区分が統計として定着しつつある。このため、正規・非正規のような就業形態を把握するための調査項目としては、「常雇」・「臨時雇」に代え、「勤め先での呼称」とすることが適当である。また、「常雇」・「臨時雇」と組み合わせて利用されていた「就業時間」を廃止することにより、報告者負担の軽減を図ることも可能となる。  
さらに、選択肢に派遣労働者を設定することにより、近年増加している派遣労働者について、派遣元と派遣先の双方の産業の把握が可能となり、これにより、統計審議会の指摘「派遣労働者は派遣先産業についても把握が必要」に対応することが可能となる。

## 2 調査項目の廃止

「家計の収入の種類」は、以下の理由により廃止する。

(廃止理由)

- 当該調査項目は、昭和35年国勢調査において、収入源の多様化に伴う世帯集計の充実を図るために追加されたものであるが、その後の産業構造や就業形態の変化により、最近では、「賃金・給料」の割合が6割を超える一方、その他の事業収入の割合は1割に満たない状況となっている(表1、表2)

この中で、人口の高齢化に伴い、「恩給・年金」の割合が高くなっているが、当該調査項目だけでは、高齢者の生活の困窮度などの状況について、十分な分析を行うことは難しい。一方、収入や消費などの家計の実態を把握する家計調査や全国消費実態調査、家計の収入の種類及び世帯収入額の双方を把握している就業構造基本調査などの結果を用いれば、高齢者の生活などの状況を十分に分析することが可能である。

また、各府省及び都道府県・市町村における当該調査項目の利用状況は、他の調査項目と比べて低くなっている。

このようなことから、全数調査である国勢調査において当該調査項目を把握する必要性は薄くなっているものと考えられる。

表1 主な家計の収入の種類別一般世帯数  
(平成12年国勢調査)

主な家計の収入の種類	一般世帯数 (1000世帯)	割合 (%)
総数	46,782	100.0
賃金・給料	29,529	63.1
農業収入	787	1.7
農業収入以外の事業収入	3,612	7.7
内職収入	65	0.1
恩給・年金	8,871	19.0
仕送り	1,447	3.1
その他の収入	1,273	2.7

表2 主な家計の収入の種類別一般世帯数  
(昭和35年国勢調査)

主な家計の収入の種類	一般世帯数 (1000世帯)	割合 (%)
総数	20,548	100.0
賃金・給料	11,314	55.1
家業収入	7,794	37.9
家賃・地代・利子・配当	188	0.9
内職収入	65	0.3
恩給・年金	207	1.0
失業保険金	35	0.2
生活保護金	176	0.9
仕送りその他	770	3.7

- なお、平成17年国勢調査広報効果測定アンケート調査の結果によると、当該調査項目は、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高いものとなっており、記入者の心理的負担が極めて大きい項目と考えられる(表3)

表3 「記入したくない」とした者の割合

世帯員に関する調査項目	割合(%)	世帯に関する調査項目	割合(%)
氏名	7.5	世帯員の数	1.0
男女の別	0.3	家計の収入の種類	37.5
出生の年月	3.9	住居の種類	4.3
世帯主との続柄	1.4	住宅の床面積	12.8
配偶の関係	1.5	住宅の建て方	3.5
国籍	0.8		
現在の住居における居住期間	1.7		
五年前の住居の所在地	2.9		
在学、卒業等教育の状況	9.5		
就業状態	4.2		
就業時間	6.2		
所属の事業所の名称及び事業の内容	16.2		
本人の仕事の内容	11.1		
従業上の地位	1.5		
従業地又は通学地	1.6		
従業地又は通学地までの利用交通手段	1.6		

平成18年1、2月に実施した「平成17年国勢調査広報効果測定」アンケート調査(全国150地区の満20歳以上の2,096名)